

長浜市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における暴力団排除に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者及び市内に勤務し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 暴力団排除 暴力団及び暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は社会経済活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を与える存在であるということ由市、市民及び事業者がともに認識し、「暴力団を恐れない」、「暴力団を利用しない」、「暴力団に金を出さない」という基本的事項を遵守するとともに、暴力団への協力及び暴力団との交際の根絶に向けて市、市民及び事業者が互いに密接な連携を図りながら推進されなければならない。

2 暴力団排除は、市、市民、事業者、警察及び関係機関並びに法第32条の2第1項の規定により滋賀県暴力追放運動推進センターとしての指定を受けた者その他の関係団体による相互の連携協力のもとに推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暴力団排除に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署その他の関係機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び警察署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(市の公の施設の使用等における措置)

第7条 市長、市教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、公の施設が暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益となると認める場合において、当該公の施設の使用又は利用（以下「使用等」という。）の許可の申請があったときは、当該公の施設の使用等について定める他の条例の規定にかかわらず、許可をせず、又は当該使用等の許可を取り消すことができるものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、市民及び事業者が暴力団排除の重要性について理解を深め、暴力団排除の機運が醸成されるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者が安心して暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第10条 市は、その設置する中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 保護者及び青少年の教育又は育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による被害を受けないよう、青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、地域、家庭及び学校が一体となって青少年を暴力団から守ることができるよう、保護者及び青少年の教育又は育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与の禁止)

第11条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第12条 市民及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、又は自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用してはならない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。